

千葉市立大森小学校



学校だより

4月号

令和8年4月15日



一人一人が輝く学校を目指して

校長 三宅 健二郎

校庭の桜が美しく咲き誇り、春の光が心地よく感じられる季節となりました。お子様のご進級、ご入学、おめでとうございます。

さて、令和8年度の本校は新1年生も含め、児童数 475 人、学級数 20 学級（森の子3学級を含む）、教職員数 43 人でスタートしました。保護者や地域の皆様方のご協力のもと、教職員が一丸となり、子どもたちの健やかな成長のため、充実した教育活動を展開するよう努めてまいります。どうぞ、よろしく願いいたします。

今年度も本校では、千葉市の教育施策の基調である「人間尊重の教育」を踏まえ、「一人一人が輝く学校」を学校教育目標とし、「安全・安心」を第一にした教育活動を展開してまいります。また、「よく考え、進んで学習する子」の育成を目指し、自ら進んで考える力や表現する力の育成を目指してまいります。

子どもたちが「学校は楽しい」「学校に行きたい」と思えるよう、教職員が積極的に子どもたちのできたことを認めるとともに、子ども同士で認め合い励まし合いながら、一人一人が自分らしく輝けるよう努めていきます。ご家庭でも是非、学校から帰ってきたお子様に、今日あった出来事を聞いていただき、頑張ったことなどを認める声かけをしていただけますよう、ご協力お願いいたします。

本年度も、保護者の皆様や地域の皆様と手を取り合い、お子様の健やかな成長を見守っていきたいと考えております。本校の教育活動へのご理解とご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。



☆☆☆ 4月、5月の行事予定 ☆☆☆

4月の予定

- 16日(木) 1年生給食開始、聴力検査(3・4年)
- 17日(金) 発育測定(1・2年)
- 20日(月) セーフティウォッチャー委嘱式
- 21日(火) 地域訪問①、短縮日課5校時(1年は4校時)
- 22日(水) 地域訪問①、短縮日課5校時(1年は4校時)
- 23日(木) 全国学力・学習状況調査(6年)
- 24日(木) 学級懇談会、短縮日課5校時(1～3年は4校時)
- 30日(金) 校外学習(6年・こころの劇場)



5月の予定

- 7日(木) 短縮日課4校時(給食後下校)
- 8日(金) 1年通常日課開始、3年金曜日6校時日課開始
- 11日(月) 防犯教室(1年)、クラブ活動
- 13日(水) なかよし活動
- 15日(金) 学習参観(5校時)、引き渡し訓練(6校時)
学校ボランティア説明会(昼休み)、げんきキャンプ説明会(森の子)
- 19日(火) 短縮日課5校時
- 20日(水) 交通安全教室(1・4年)、3Dスコリオ検査(6年)
- 21日(木) プール掃除(5年)
- 22日(金) プール掃除(6年)
- 25日(月) 委員会活動
- 26日(火) 学校評議員会
- 27日(水) 1年生を迎える会、ジェフ教室(3・4・5・6年)
- 28日(木) 防犯訓練
- 29日(金) 校外学習(5年・そなエリア、科学未来館)



【お願い】



◆学校への問合せ・電話について◆

学校への問合せ(来校・電話)は、基本的に勤務時間(8:00～16:30)にお願いします。緊急時や相談がある時の電話は、7:30～18:00が原則です。なお、土日休日、時間外の連絡については、「すぐーる」をご利用ください。

※学校だよりは、次月の行事予定を載せられるよう、毎月15日前後の発行とします。また、「すぐーる」での配信となりますこと、ご了承ください。

◆校門付近(通り)におけるお子さんの車での送迎(乗降)は、おやめください◆

登下校する児童が集中する校門付近での駐停車は、多くの児童を大変危険な状況にする行為であり、近隣住民や通行する車への迷惑行為ともなっています。そのため、児童が登下校する時間帯の駐車場への乗り入れと校門付近での駐停車は固くお断りいたしております。

また、本件に関しまして、体調や特別な事情等で駐車場の利用を長期に渡って希望される方のために「駐車許可証」を用意しております。長期で駐車場の利用を希望される場合は、担任を通してご連絡ください。

◆朝の登校や欠席連絡等について

朝の登校は8:00までをお願いします。遅刻・欠席連絡は、「すぐーる」か電話(できる限り「すぐーる」での連絡)にて、当日の8:00までにご連絡ください。

朝の会が始まる8:05になっても、「子どもが登校しておらず、学校への連絡もない場合」は、子どもの安全確認のため、学校から家庭に連絡を入れさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願いたします。また、8:00には昇降口を施錠しますので、それ以降は、職員玄関から校内に入り、事務室にいる職員にお声掛けください。

◆学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)にお申し出ください。